USPTO、審判請求における早期審理試行プログラムを延長

2026年5月7日
JETRO NY 知的財産部
蛭田、赤木

USPTOは、5月6日付の官報[1]で、特許審判部（PTAB）に対する査定系審判請求（ex parte appeal）における早期審理試行プログラム（Fast-Track Appeals Pilot Program）の試行期間を延長する旨を公表した。

この早期審理試行プログラムは、2020年7月に開始[2]され、これまで複数回にわたり試行期間の延長が重ねられてきたものである[3]。
今般の試行期間の延長により、本プログラムは2028年5月6日まで実施される予定であり、その後、USPTOがさらなる延長または終了について判断する。

官報によれば、今回延長されたプログラムでは、これまでと同様に四半期ごとの申請受理件数は原則として125件までに制限される一方で、申請受理件数が特定数に到達した場合に試行を終了するといった条件は設けられていない。
これまで早期審理の申請受理から6カ月以内に決定を下すことが目標審理期間として設定されていたが、今回のプログラムでは4カ月以内に決定を下すことがその目標として設定されている。なお、通常の審理期間は、平均で8.5カ月程度（2026年度現在）となっている[4]。

本試行プログラムに関する平均審理期間のほか、申請受理件数などの統計に関する情報は、USPTOウェブサイト[5]を通じて確認することが可能である。

（以上）

---

[1] Extension and Modification of the Fast-Track Appeals Pilot Program
[2] https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/us/2020/20200703_2.pdf
[3] 2024年7月に先の試行期間は満了していたものの、その後も早期審理の申請は受理され、実態としては試行プログラムが継続されていた。
[4] PTAB統計情報：https://www.uspto.gov/dashboard/ptab/
[5] https://www.uspto.gov/patents/ptab/fast-track-appeals-pilot-program